

青少年教育センター利用料金

別表(第10条関係)

(単位:円)

区分			昼間	夜間	全日	
			9:00~12:00	12:00~17:00	17:00~21:30	9:00~21:30
体育館	個人	中学生以下	50	50	100	200
		高校生又は一般	100	150	200	400
	団体	半面使用	600	800	1,200	2,200
		全面使用	1,000	1,400	2,000	3,600
研修室			1,000	1,400	2,000	3,600
和室			600	800	1,200	2,200

備考

- 1 利用許可時間を超過して利用した場合の使用料は、時間区分ごとに定められている使用料をそれぞれ合計した額とする。
- 2 利用者が、営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合の使用料は、上記の使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算する。
 - (1) 利用者が市内に住所を有する場合 5割
 - (2) 利用者が市外に住所を有する場合 10割
- 3 利用者が市外に住所を有する場合は、上記の使用料の5割に相当する金額を加算する。
- 4 冷房又は暖房を利用する場合は、使用料の5割に相当する額を加算する。